

社会福祉法人田子町社会福祉協議会 報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田子町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づいて、本会役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 本会の役員等に対し、次のとおり報酬を支給する。

- | | |
|---|------------------|
| (1) 会長 | 月額50,000円 |
| (2) 会長から事務事業の管理又は業務の遂行を委嘱された副会長 | 月額30,000円 |
| (3) (2) 以外の副会長 | 月額10,000円 |
| (4) 会長から特定の事務事業の管理又は業務の遂行等を委嘱された理事 | 月額5,300円 |
| (5) (1) から(4) 以外の役員等及び会長から委嘱された各委員会等の委員 | 会議等の出席毎に月額2,000円 |

(費用弁償)

第3条 本会の役員等で職務のため会議等に出席した場合及び会長が費用を弁償する必要があると認めた場合は、次のとおり費用弁償を支給する。

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| (1) 日 当 | 1,000円 |
| (2) 交通費 | 1キロメートルあたり30円。ただし、交通機関を利用した場合は実費とする。 |

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務のため管外に旅行した場合は、本会旅費規程の例による。

(委 任)

第4条 この規程に定めのない必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、改正後の定款（平成13年3月28日改正）の施行日の翌日から施行する。

平成14年4月26日一部改正（平成14年4月1日適用）

平成15年5月22日一部改正（平成15年6月1日施行）

平成18年5月26日一部改正（平成18年6月1日施行）

平成29年6月26日一部改正（平成29年4月1日適用）